

平成 17 年 5 月 17 日

各 位

会社名 西濃運輸株式会社
代表者名 代表取締役社長 田口義隆
(コード番号 9076 東証第 1 部、名証第 1 部)
問合せ先 取締役経理部・財務 IR 部担当
丸田秀実
(TEL . 0584 - 82 - 5023)

信託型ライツ・プラン導入のための新株予約権の発行について

当社は、平成 17 年 5 月 17 日に開催された取締役会において、平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社取締役会の事前の賛同を得ない、特定の株主による当社株券等の保有割合が 20%を超える結果となる当社株券等の取得や買収提案等への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツ・プラン（以下「信託型ライツ・プラン」といいます。）を導入することとし、その一環として新株予約権（以下「新株予約権」といいます。）を無償で発行することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 信託型ライツ・プラン導入の目的

(1) 当社の企業価値向上の取り組みについて

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことが株主の皆様の利益のために最優先されるべき課題であると考え、以下のような事項をはじめ様々な取り組みを行ってまいりました。

まず、当社は、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間、国内における商業小口貨物の輸送をグループ全体のコア事業と位置付け、それに経営資源を集中特化させる施策を基軸とする中期経営計画を策定し、企業間物流システムの高度化、中規模出荷主への集中拡販、スピードと効率性のある運行オペレーションの確立等に取り組んでまいりました。これを踏まえ、平成 17 年度からは、こうした事業基盤を当社グループ全体のプラットフォームとしてより強固なものとしつつ、商業小口路線混載事業、ロジスティクス事業および情報・販売事業を 3 本柱とする新・3 ヶ年中期経営計画「G5 プラン」に取り組み、物流事業

の次なるスタンダードとなるべき先進的な事業モデルの確立を目指しております。

それと並行して、当社は、平成 13 年 8 月の上場子会社 3 社（濃飛西濃運輸株、東海西濃運輸株、関東西濃運輸株）の株式交換による完全子会社化に始まる一連の組織再編を行い、当社グループとしての経営基盤の強化を進めてきております。さらに、こうした組織再編の総仕上げとして、会社分割を利用した持株会社体制への移行を予定しています。こうした組織再編を通じて、各グループ会社の間接部門を集中し、各事業部を横断的に整理・統合するとともに、各グループ会社間の営業地域・業務分掌等を整理することで、効率的かつ機動的な事業運営が実現され、企業価値の維持・向上につながることを期待されます。

さらに、当社取締役会としては、本定時株主総会におけるご承認を前提に、社外取締役（2 名）の選任、取締役任期の 1 年への短縮、および上記会社分割後における取締役員数の 15 名から 10 名への削減を行い、意思決定の迅速化や経営監督機能の強化を図る等、コーポレート・ガバナンスの強化も併せて実施する予定です。

当社は、当社の営む物流事業が労働集約型産業であることにかんがみ、労使協調路線と長期雇用制度を一貫して堅持することにより充実した社員教育を実現し、その結果、高品質な輸送サービスを安定的かつ継続して提供することができるよう努めてきました。さらに、当社は、創業以来、大垣市に本社を構え、地域密着型企业として地域社会に貢献してきており、その有形・無形の恩恵を受けてきております。また、当社の営む事業は、我が国の産業および国民の生活基盤を支える「物流」という社会的インフラストラクチャーを構成しているため、高い公益性を有するところ、当社は、全国規模の輸送網、顧客網、情報網を有機的に結合させ、その整備に努めることにより、顧客、取引先をはじめとする社会からの信頼を勝ち得てまいりました。これらの諸施策については、今後も継続していく予定です。

(2)信託型ライツ・プラン導入の必要性について

株式持ち合い構造の解消、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、企業買収の対象となる会社の取締役会の同意を得ることなく行われる企業買収、すなわち敵対的買収が増加することが予想されます。

もとより、当社は、このような企業買収であっても当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、企業買収には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうことが明白であるもの、会社や株主に対して買収に係る提案内容等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、

買収に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買収条件が会社の有する本来の企業価値に照らして不十分または不適切であるもの、株主をはじめとする会社の利害関係者の利益を勘案した会社の最善の利益に反しているもの等、不適切なものも少なくありません。

特に、当社は、多数の子会社および関連会社を抱え、輸送事業を中心に広く事業展開を行っているため、株主の皆様が、上記(1)で述べた企業価値の維持・向上に向けての当社の一連の取り組みを踏まえた上で、当社の企業価値を正確に把握し、買収提案の妥当性を適切に判断することは必ずしも容易ではありません。また、当社の営む物流事業は労働集約産業であり、質の高い輸送サービスを提供する従業員を育成し、経営陣と従業員との間に信頼関係を築くことが必要不可欠であるところ、当社の買収を試みる者がこの点において適格性を有している保証もありません。さらに、当社の営む事業には法令等に基づく許認可を必要とする事業も多数含まれるところ、当社の支配権を取得する者の属性などによっては、この許認可が維持できない危険もあります。その他、当社が築き上げてきた全国の物流網やそれを支えるドライバー、取引先、地域社会との間の信頼関係などの有形・無形の経営資源を損ないかねない買収等がなされる可能性もあります。

当社としては、上記に記載した買収類型を含む当社や株主の皆様の利益に反する買収を防止するためには、特段当社に対する買収提案が行われていない現時点において予め防衛策を導入しておくことが、必要不可欠であると判断しております。

このような考え方にに基づき、当社は、当社や株主の皆様の利益に反する買収を相当な範囲で抑止する仕組みとして、信託型ライツ・プランを導入することにいたしました。信託型ライツ・プランは、信託を利用することにより、所定の買収者の有する当社の株券等の保有割合を希釈化させることのある新株予約権を予め発行し、買収者が出現したときの株主全員がこれを取得できるようにしておく仕組みです。

この仕組みが導入されることによって、当社の取締役会は、買収者や買収提案について情報の収集・検討等を行い、株主の皆様には事業計画等を説明したり、代替案を提示する機会や時間を得ることとなります。また、これを利用して株主の皆様のために買収者と交渉し、当社や株主の皆様の利益のために必要な限定的な場合には、信託型ライツ・プランを発動することがあります。他方、買収者は、当社の取締役会に対して事前に行き、当社取締役会と交渉するインセンティブを有することになります。こうした買収提案の検討、買収者との協議・交渉、その結果を踏まえた信託型ライツ・プラン発動の必要性の有無の判断等については、特に客観性・合理性を要するため、後述のとおり、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し、この独立委員会がこうし

た役割を担うこととしました。

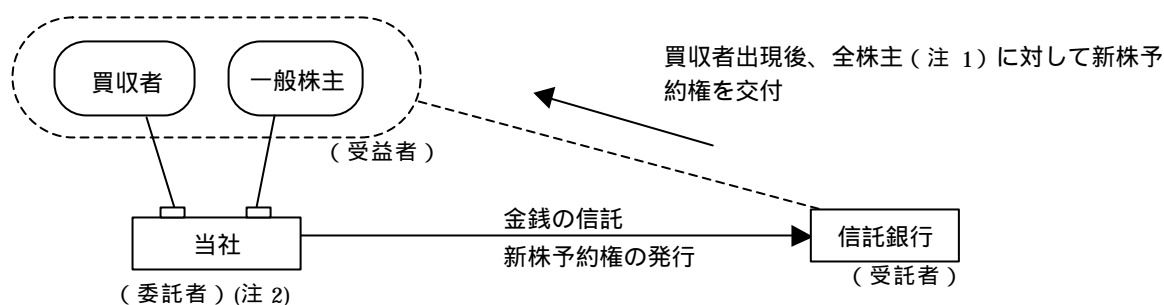
なお、およそ事前買収防衛策は、経営陣の自己保身に利用されないことがないよう、合理性を有していることが鍵となります。当社が今回導入する信託型ライツ・プランは、後述の(2)にその詳細が記載されるとおり、(i)導入に際して株主総会決議の承認の取得、(ii)独立社外者のみから構成される独立委員会の関与、(iii)第三者専門家の意見取得、(iv)新株予約権細則(2.1)に定義されます。以下同じ。)の利用、(v)客観的解除要件の設定、(vi)新株予約権の消却可能性(デッドハンド・ピル性の否定)、(vii)3年間のサンセット条項の存在、(viii)取締役の任期の短縮(1年)等の点において、株主の皆様にとって合理的な範囲で利用されるように設計されています。

以上を実現するために、当社は、下記の内容の信託型ライツ・プランを導入することが、当社や株主の皆様のため最も望ましいと判断するに至り、そのための新株予約権の有利発行について、本定時株主総会に諮ることいたしました。なお、新株予約権の行使に基づく新株発行に備えるため、本定時株主総会におけるご承認を経て、当社の発行する株式の総数を4億株から7億9,452万4,668株とする変更を行い、その他所定の定款の変更を行う予定です。

2. 信託型ライツ・プランの概要

(1) 信託型ライツ・プランの仕組み

当社が導入する信託型ライツ・プランの仕組みの概要は、次のとおりです。



(注1) 買収者を含み、自己株式の保有者としての当社を除きます。

(注2) 当社は、委託者としての地位に加え、受益者としての地位も有しますが、信託財産を構成する新株予約権については何らの権利も有せず、またこれを取得することはありません。

取締役会の決議

当社は、本取締役会において、新株予約権の有利発行が本定時株主総会決議において承認されることを条件として、下記 記載のとおり設定される信託の受託者としての住友信託銀行株式会社（以下「信託銀行」といいます。）に対して、新株予約権を無償で発行する旨決議いたしました（新株予約権の内容の詳細につきましては、別添 1 をご参照下さい。）。

信託の利用

当社は、新株予約権発行の時までに、信託銀行との間で金銭信託以外の金銭の信託契約を締結し、信託（以下「本信託」といいます。）を設定します。信託契約の主な内容につきましては、別添 2 をご参照下さい。

また、当社は、本定時株主総会において新株予約権の本信託に対する有利発行（無償発行）につき承認が得られた場合には、本取締役会決議に基づき、受託者としての信託銀行に対して無償で新株予約権を発行します。信託銀行は、信託契約において定められた信託事務の履行として新株予約権を引受け、その後当該新株予約権を信託財産として、受益者のために管理します。将来買収者が出現した場合には、受託者は、一定の手続に従って確定される新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、法令等によって要求される所定の手続を経た上で、新株予約権を交付することになります。

新株予約権の内容

信託型ライツ・プランの導入に伴い発行される新株予約権（「第一回信託型ライツ・プラン新株予約権」）は、これを行行使すると 1 個当たり当社の普通株式を原則として 1 株取得することができます。新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式 1 株当たりの額は、何者かが特定大量保有者（以下に定義されます。）になった日の翌日（以下「行使価額変動日」といいます。）より前においては、所定の計算に基づき算出される当社普通株式の時価の 3 倍の価額と設定され、行使価額変動日以後においては、1 円となることが予定されています。

新株予約権は、所定の者を除く一ないし複数の者が、発行日の前後を問わず、(ア)当社の株券等について 20% を超える株券等保有割合を保有する者または保有すると取締役会が認める者（以下「特定大量保有者」といいます。）になったとして公表がなされた日から 10 日間が経過したとき、または、(イ)当社が発行者である株券等について、買付

け後における株券等所有割合が特別関係者のそれと併せて 20%を超えるような公開買付開始公告を行った日から 10 日間が経過したとき（以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。）に限り、その者およびその者と一定の関係にある者のいずれにも該当しない者のみが、これを行行使することができます。なお、当社取締役会は、下記にて後述の新株予約権細則に従い、当社の株券等の取得または保有をしても当社の利益に反しない者をいわゆる敵対的買収者としての性質を有しない者と認めて権利発動事由が発生しないようにし、また、この 10 日という期間を延期することにより権利発動事由発生時点を延期することもできます。

また、新株予約権は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、次の各号に規定する事由がいずれも存在しない場合や、いずれかの事由が存在する場合でも、新株予約権を行行使させることが当該事由との関係で相当でない場合には、行行使することができないものとされています。なお、これらの場合に該当するか否かは、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されます。

- 1) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白であること
- 2) 当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、またはこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- 3) 当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主の皆様が強要するものであること
- 4) 当該買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること
- 5) 上記 1)から 4)までのほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益（当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとします。以下同じ。）に反する重大なおそれがあること

さらに、ある者による買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき以下の条件が充足された場合には、新株予約権は行行使することができないものとされています。なお、これらの条件が充足されるか否かは、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されます。

- 1) 当社取締役会が提示または賛同する当該買収とは別の代替案が存在し、
- 2) 当該代替案が当社の支配権の移転を伴う場合で、かつ、以下の 4 つの条件がすべて満たされる場合
 - (a) 当該買収が当社が発行者である株式全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されていること
 - (b) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でないこと
 - (c) 当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものでないこと
 - (d) 当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益に反する重大なおそれがないこと

上記に加え、当社取締役会は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、上記のとおり新株予約権を行使することができない場合には、その者を敵対的買収者としての性質を有しない者と認めて権利発動事由が発生しないようにする場合を除き、新株予約権を無償で消却しなければならないとされています。加えて、当社取締役会は、行使価額変動日までの間、いつでも、新株予約権を消却することが適切であると判断する場合には、全ての新株予約権を無償で消却することができるとされています。

新株予約権は、当社取締役会の承認を得なければ譲渡することができません。その他新株予約権の内容の詳細については、後記「(2)信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて」および「(別添 1)発行する新株予約権の概要」をご参照下さい。

新株予約権細則・独立委員会

当社においては、信託型ライツ・プランの導入に際し、当該プランが当社や株主の皆様様の利益のために合理的に運用されるため、本取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、概要別添 3 に記載される内容を有する新株予約権細則（以下「新株予約権細則」といいます。）を採択するとともに、この新株予約権細則に従い独立委員会を設置することを決議いたしました。

独立委員会を構成する委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役または(ii)有識者のいずれかから、当社取締役会により選任されます。なお、有識者とは、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる

者で、また、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結した者をいいます。また、独立委員会の決定は、原則として、構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとされています。

設置当初における独立委員会の委員は、社外取締役として棚橋祐治石油資源開発株式会社代表取締役社長（元(旧)通商産業省事務次官）、上野健二郎弁護士、有識者として穴戸善一成蹊大学大学院法務研究科教授、が就任する予定です(略歴等につきましては、別添 4 をご参照下さい。)

独立委員会は、権利発動事由発生時点の延期に関する決定、買収を提案する者との関係で権利を発動させない旨の決定、新株予約権の権利発動事由の充足の是非、新株予約権の消却等について、新株予約権細則に定められた手続に従い決定し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとされています。

独立委員会は、当社に対する買収提案がなされた場合、買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表取締役等をして当該買収者と交渉させることなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努めます。また、独立委員会の判断が適切になされることを確保するため、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとされています。

買収者出現後の対応

当社に対する大規模な買収が開始され、独立委員会が新株予約権細則の規定に従って新株予約権の行使条件不充足または消却等を決定し、これを当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会はこの決定を最大限尊重して最終的な決定を行います。所定の期間内に、新株予約権を行使条件不充足としまたは消却する旨の取締役会決議がなされた場合には、新株予約権の受益者に対する交付は行われません。さらに、当社取締役会は、新株予約権細則に従い、独立委員会による勧告を最大限尊重して、新株予約権の権利発動事由の発生時点を延期することもできます。延期間中は、新株予約権の受益者に対する交付は行われません。

他方、当社に対する大規模な買収が開始された後、所定の期間内に当社取締役会による上記のような決議がなされない場合には、原則として、新株予約権の権利発動事由が発生し、その後一定の手続に従い最初に特定される当社の全株主（買収者を含み、自己

株式の保有者としての当社を除きます。)が新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、信託銀行からこれらの者に対して、新株予約権の交付が行われます。ただし、上記記載のとおり、買収者およびその一定の関係者は、原則として新株予約権を行使できません。

新株予約権の権利発動事由が発生したとき、新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された当社の株主の皆様は、信託契約の規定に従い、原則としてその保有する当社株式1株当たり1個の新株予約権の交付を信託銀行から受けた上、後記「(別添1)発行する新株予約権の概要」記載のとおり、当社所定の新株予約権行使請求書に行使する新株予約権の個数、対象株式数および住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、当社取締役会が別途新株予約権の行使に関して提出を要請する書類(表明・保証条項および補償条項等が記載された書面、関連法規上その時々において要求されるその他の書類等を含む。)を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、1円に当該行使により取得される当社普通株式の数を乗じた価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権を行使することができることとなります。

このように、新株予約権の権利発動事由が発生したときは、買収者およびその一定の関係者を除く当社の一般の株主の皆様は、有利な条件で当社株式を取得することができるようになる一方で、買収者およびその一定の範囲の関係者は、かかる新株予約権の行使の結果、その有する株式持分が希釈化されるという影響を被ることが予定されています。

(2) 信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて

信託型ライツ・プランは、米国で一般的なライツ・プランと同様の目的を有しておりますものの、米国のそれよりも格段に株主の皆様のために合理的に機能するよう設計されています。信託型ライツ・プランの合理的な運用を確保するための仕組みは次のとおりです。

導入に際しての株主総会決議による承認

米国のライツ・プランは一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が導入する信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を経ることを予定しております。

合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、新株予約権は、買収提案が当社の利益に資する場合には行使することができないように、客観的条件が定められています。この条件は、米国の司法基準の分析や機関投資家の意見、経済産業省の企業価値研究会の報告書等を参考に、合理的な防衛策の運用のあり方を精緻に分析した上、設定されたものです。また、新株予約権の権利発動事由を充足させる株券等の取得割合は、20%に設定されています。

新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、独立委員会が新株予約権細則に定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる独立委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

新株予約権の消却可能性

取締役会は、上記(1) に従い新株予約権が行使することができない場合には、新株予約権が行使可能になる時点を延期するなどしない限り、原則として新株予約権を無償にて消却しなければなりません。

これに加え、取締役会は、いわゆる敵対的買収者が一定割合の当社株式を取得する日までの間、いつでも新株予約権を消却することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、買収者により選任された取締役によって構成される取締役会もこの消却権限を有するため、議決権行使による株主の皆様ごの意思表示が機能することが確保されているといえます。信託型ライツ・プランにおける新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピルなどといったライツ・プランと全く異なるものです。

有事の際の手続を具体的に定める新株予約権細則の採択

当社取締役会は、新株予約権が合理的に利用されるために、その発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を記載した新株予約権細則を本取締役会において決議いたしました。

独立社外者のみからなる独立委員会の設置

独立委員会は、社外取締役2名、有識者1名のみにより構成されます。独立委員会は、株主の皆様ごに代わり、株主の皆様ごのために、情報の収集や買収提案の検討を行い、買収者との交渉を指示し、信託型ライツ・プランの発動・行使条件充足時期の延期および新

株予約権の消却等に関する決定を行い、取締役会に勧告します。

第三者専門家の意見の取得

買収者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家）の助言を受けることとされています。

有効期間を限定していること（サンセット条項）

新株予約権の行使期間は原則として平成 20 年 6 月 30 日までの 3 年間とされており、かかる 3 年経過後において信託型ライツ・プランを継続する場合には、再度株主総会の決議を経ることが予定されています。

取締役の任期を 1 年にすること（期差任期取締役会の不存在）

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、期差任期取締役会を有しないばかりか、今回の信託型ライツ・プランの導入と併せて、取締役の任期を 1 年に短縮する予定です。また、来年度に予定されている会社法制の現代化後は、当社取締役は株主総会の過半数の決議で解任されることもできるようになる予定です。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会において議決権を行使することを通じ、当社取締役の選解任を決するのが適切であると考えています。

3. 信託型ライツ・プランが株主の皆様にも与える影響等

信託型ライツ・プランの導入時においては、株主の皆様の利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

他方、信託型ライツ・プラン発動時においては、株主の皆様においては、原則として、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出した上、1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、原則として 1 個の新株予約権につき、1 株の当社普通株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込その他新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。また、新株予約権の交付を受けられる株主

の皆様を特定する基準日を設定するために、株式分割や（法令・定款上可能となった場合には）剰余金の分配等を行うこともありますので、その場合、当社が別途ご案内する内容に従い、基準日に間に合うように名義書換手続をして頂くことになります。受益者たる株主の皆様へ新株予約権を交付するに際しては、法令に基づく本人確認手続が必要となります。また、受益者たる株主の皆様が特定される際や新株予約権の行使がされる際などに、株主の皆様が課税が発生する可能性があります。一方で、買収者等は新株予約権を行使することができない結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下するのみならず、経済的に著しい希釈化を被ることとなります。

このように当社は、平成 17 年 4 月 22 日に公表された経済産業政策局長の私的研究会である企業価値研究会の「論点公開～公正な企業社会のルール形成に向けた提案～」、平成 17 年 4 月 21 日に東京証券取引所が公表した「敵対的買収防衛策の導入に際しての投資者保護上の留意事項」および 4 月 28 日に厚生年金基金連合会が公表した議決権行使の判断基準、その他各方面において進められているいわゆる敵対的買収に対する防衛策の検討動向およびその内容を勘案し、また、商法学者、弁護士、税理士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザーおよび信託銀行等第三者の見解を踏まえ、導入の当否およびその内容も含めて、真摯に検討を重ねてまいりました結果、現時点において、当該信託型ライツ・プランが現行法制度のもとで導入しうる最も有効な選択肢であり、当該プランを導入することが、当社や株主の皆様利益のために最も望ましい方策であると判断するに至りました。

以 上

(別添 1) 新株予約権の概要

(a) 新株予約権発行要項

(1) 申込期日

平成 17 年 7 月 1 日 (金)

(2) 発行日

平成 17 年 7 月 1 日 (金)

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転 (以下当社普通株式の発行またはこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、397,262,334 株とする。ただし、下記 3)により対象株式数(下記 3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数 (以下「対象株式数」という。)は、1 株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

(4) 本新株予約権の総数

397,262,334 個

(5) 各本新株予約権の発行価額

無償とする。

(6) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

- 1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額 (下記 2)に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式 1 株当りの額 (以下「行使価額」という。)は、(ア)買収者 (下記(9)1)に定義される。)が、特定大量保有者 (下記(9)1)に定義される。)になった日の翌日 (以下「行使価額変動日」という。)より前においては、各本新株予約権ごとに当該本新株予約権が行使される日 (以下「行使日」という。)の属する月 (その月の初日を以下「行使月初

日」という。)の前月の各取引日(取引が成立しない日を除く。以下同じ。)における当社普通株式の終値(東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいい、気配表示を含まない。以下同じ。)(ただし、当社の株式分割もしくは株式併合またはその他行使価額の調整が必要とされるような事由が行使日の属する月の前月に生じたと当社取締役会が認める場合には、適切な調整が行われる。)を算術平均した額に3を乗じた価額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げる。)とし、(イ)行使価額変動日以後においては、1円とする。

- 3) 当社が、行使月初日以降、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分(ただし、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の権利行使による場合ならびに商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された転換社債の転換および付与された譲渡請求権の権利行使による場合を除く。)を行う場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の権利行使により交付される当社普通株式の1株当たりの発行価額(商法第341条ノ15第5項または第280条ノ20第4項に規定される。)が時価を下回ることになる新株予約権または新株予約権付社債等を発行する場合、時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される株式を交付する場合、その他これらの場合に準ずる場合は、行使価額はマーケット・プライス方式により適切に調整されるものとする。また、当社が、行使月初日以降、株式分割または株式併合を行う場合、合併、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準ずる場合は、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整されるものとする。ただし、本3)号の規定は、行使価額変動日以後においては適用しない。

- (7) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行および払込取扱場所

住友信託銀行株式会社 東京営業部

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

(ただし、同部が移転する場合は移転後の所在地とし、同部が統合、廃止等される場合は、業務を承継する同行本支店およびその所在地とする。以下「払込取扱場所」という。)

- (8) 本新株予約権の行使期間

平成17年7月1日(金)から平成20年6月30日(月)(ただし、平成20年6月30日(月)以前に権利発動事由(下記(9)1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日と

する。

(9) 本新株予約権の行使の条件

- 1) 下記 ないし の各号に記載される者を除く一ないし複数の者が、本新株予約権の発行日の前後を問わず、(ア)当社が発行者である株券等(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めなき限り同じ。)について、20%を超える株券等保有割合(同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。)を保有する者または保有すると当社取締役会が認める者(以下「特定大量保有者」という。)になったことを示す公表(多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、同法第 27 条の 23 または第 27 条の 25 に定められる報告書の提出および当社が行う証券取引所の規則に基づく適時開示を含む。以下同じ。)がなされた日から 10 日間(ただし、当社取締役会は、当社取締役会が別途定める新株予約権細則(以下「新株予約権細則」という。)に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき、または(イ)当社が発行者である株券等(同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。)について、公開買付け(同法第 27 条の 2 第 6 項に定義される公開買付けであって、同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 3 項で定める場合を含む。以下本項において同じ。)に係る株券等(同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。)の株券等所有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下本項において同じ。)がその者の特別関係者(同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く。以下本項において同じ。)の株券等所有割合と合計して 20%を超える場合に限る。以下同じ。)の公告を行った日から 10 日間(ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。)が経過したとき(以下、上記(ア)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」という。)に限り、(i)その者(以下「買収者」という。)、(ii)((ア)に定めるとき)当該買収者の共同保有者(同法第 27 条の 23 第 5 項に定義される者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、(iii)((イ)に定めるとき)当該買収者の特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、もしくは(iv)上記(i)ないし(iii)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または(v)上記(i)ないし(iv)記載の者の関連者、のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。なお、ある者の「関連者」とは、実質的に、その者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

当社または当社の子会社

当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者になった後 10 日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

その者が当社の株券等を取得または保有すること（以下「買収」という。）が当社の利益に反しないと当社取締役会が新株予約権細則に従い認めた者（本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）が下記 2) または 3) に従い本新株予約権を行使することができるか否かにかかわらず、当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

- 2) 上記 1) の規定にもかかわらず、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、(i) 次の各号に規定する事由（以下「脅威」という。）がいずれも存しない場合、または(ii) 一もしくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i) または(ii) の場合に該当するかについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、またはこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものであること

当該買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切であること

上記 ないし のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益

(当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。) に反する重大な虞があること

- 3) 上記 2)の規定のほか、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転(特定の者が当社の総株主の議決権の過半数を保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該買収が当社が発行者である株式全てを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でなく、(iii)当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するものでなく、かつ、(iv)当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益に反する重大な虞がないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するかについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。
- 4) 上記 2)および 3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合(以下「準拠法行使禁止事由」という。)には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 5) 上記 4)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D および米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)および(ii)を充

足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- 6) 受託者は、受託者としての地位に基づき本新株予約権を行使することができない。
 - 7) 上記 1)ないし 6)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (10) 本新株予約権の消却事由および消却の条件
- 1) 当社取締役会は、ある者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、上記(9)2)または 3)に従い本新株予約権を行使することができない場合には、本新株予約権を無償で消却しなければならない。ただし、当社取締役会が、上記(9)1) に従い買収者が上記(9)1) に定める者に該当する旨決定した場合は、この限りではない。
 - 2) 上記 1)のほか、当社取締役会は、行使価額変動日までの間、いつでも、本新株予約権を消却することが適切であると判断する場合には、全ての本新株予約権を無償で消却することができる。
- (11) 当社による本新株予約権の取得
- 新株予約権に関する法令上、当社が新株予約権の取得と引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当社の株式を交付することができるようになった場合には、当社は、当該法令に従い、当社取締役会の決定により、権利発動事由発生を条件として、権利発動事由発生時点以降上記(8)の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することにより、上記(9)1)ないし 6)に従い本新株予約権を行使することができる者の本新株予約権、ならびに上記(9)4)または 5)により本新株予約権を行使することができない者(ただし、上記(9)1)記載の(i)ないし(v)のいずれかに該当する者、および上記(9)2)、3)または 6)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)の有する本新株予約権を取得することができる。
- (12) 株式交換・株式移転の場合の本新株予約権に係る義務の承継
- 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当該時点において行使または消却されていない本新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に以下の決定方針に基づき承継させることができる。ただし、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある株式交換契約書または株式移転の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

承継された本新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式

承継された本新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。

承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

上記(8)ないし(10)等に準じて、株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記(9)4)または 5)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)または 6)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(17) ないし の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

(13) 本新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本に組入れるものとし、資本に組入れない額は零円とする。

(14) 本新株予約権の行使の方法および行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が上記(9)1)記載の(i)ないし(v)のいずれにも該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項および補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数および住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類ならびに商法、証券取引法その他の法令およびその関連法規(日本証券業協会および本邦証券取引所の定める規則等を含む。)上その時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)ならびに(本新株予約権に係る新株予約権証券(以下「本新株予約権証券」という。)が発行された場合には)本新株予約権証券を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載または記録するものとし、かつ(本新株予約権証券が発行された場合には)当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数

を本新株予約権証券に記載するか、残余の本新株予約権の個数を表章する本新株予約権証券を当該本新株予約権者に交付するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書および添付書類ならびに（本新株予約権証券が発行された場合には）本新株予約権証券が払込取扱場所に到着した時（ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時または当社取締役会が定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時）とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権行使により発行した株式の配当金または中間配当金

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する最初の配当金または中間配当金は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（本新株予約権発行日現在3月31日および9月30日に終了する各6か月の期間をいう。）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(17) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、上記(9)4)または5)の規定により本新株予約権を行使することができない者（上記(9)2)、3)または6)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部または一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した確認書（下記「ないし」についての表明・保証条項および補償条項を含む。）が提出されていること
譲渡人および譲受人が上記(9)1)記載の(i)ないし(v)のいずれにも該当しないこと
譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと

譲受人が上記「および」に定めるいずれかの者のために譲受しようとしている者でないこと

(18) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、本新株予約権者の請求あるときに限り発行する。

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内

で読み替えるものとする。

(20) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(b) 割当先の概要

| | | | |
|-------------|-------|--|---------------|
| 割当予定先の名称 | | 住友信託銀行株式会社 | |
| 本店所在地 | | 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 | |
| 代表者の役職・氏名 | | 取締役社長 高橋 温 | |
| 資本金 | | 287,053,070千円（平成17年3月31日現在） | |
| 発行済株式総数 | | 普通株式 1,672,147,956株 優先株式 0株 | |
| 大株主および持株比率 | | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 6.26% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 5.11% （平成16年9月30日現在） | |
| 主な事業内容 | | 信託銀行業 | |
| 主な経営成績・財政状態 | | 平成15年3月期 | 平成16年3月期 |
| | 売上金 | 546,764百万円 | 478,733百万円 |
| | 営業利益 | 68,390百万円 | 122,110百万円 |
| | 経常利益 | 56,565百万円 | 73,928百万円 |
| | 当期利益 | 287,015百万円 | 287,018百万円 |
| | 総資産 | 15,869,541百万円 | 15,472,846百万円 |
| | 株主資本 | 638,503百万円 | 808,432百万円 |
| 当社との関係 | 出資関係 | 割当予定先が保有している当社の株式の数：普通株式1,000,000株 当社が保有している割当予定先の株式の数：普通株式223,478株 （平成17年3月31日現在） | |
| | 取引関係等 | 当座預金および財形貯蓄に係る取引を行い、また、当社株主に対する配当金の支払事務を委託している。 さらに、本新株予約権を用いた信託型ライツ・プラン導入のため、取得した本新株予約権を信託財産として管理すること等を主たる目的とする金銭信託以外の金銭の信託契約を締結する予定である。 | |
| | 人的関係等 | なし | |

(c) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

該当ありません。

(d) 過去 3 年決算期間および直前の株価の推移

| | 平成 15 年 3 月期 | 平成 16 年 3 月期 | 平成 17 年 3 月期 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 始 値 | 600 円 | 715 円 | 1,121 円 |
| 高 値 | 770 円 | 1,136 円 | 1,193 円 |
| 安 値 | 577 円 | 648 円 | 875 円 |
| 終 値 | 714 円 | 1,069 円 | 1,052 円 |
| 株 価 収 益 率 | 9.22 倍 | 14.04 倍 | 14.56 倍 |

(注) 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を一株当たり当期純利益(連結)で除したものです。

以 上

(別添2) 信託契約の主な内容

| | |
|-------------|--|
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 住友信託銀行株式会社 |
| 受益者 | 将来買収者が出現した後に、一定の手續により特定される当社の全株主(買収者を含み、自己株式の保有者としての当社は除く。)および当社(ただし、受益者としての当社は、信託財産を構成する新株予約権について何らの権利も有さず、またこれを取得することもない。) |
| 信託管理人 | 1名の信託管理人を常置する。 |
| 信託契約日 | 平成17年7月1日(予定) |
| 信託目的 | 信託型ライツ・プランの導入。具体的には、当社がそのために必要な金銭を信託し、信託銀行がこれを引き受けること、当社が信託銀行に対して新株予約権を無償で発行し、信託銀行がこれを取得すること、および信託銀行が当該新株予約権を信託財産として管理し、買収者の出現時に、これを所定の手續により確定される受益者に交付すること等を主たる目的とする。 |
| 信託財産 | 主に、当初信託される金銭および本新株予約権。 |
| 信託契約の期間 | 信託契約日から本新株予約権の行使期間の末日まで。 |
| 本新株予約権交付事由 | 本新株予約権の要項に規定される権利発動事由が発生し、かつ、本新株予約権の受益者への交付につき、委託者の取締役会による承認決議が行われたこと。 |
| 本新株予約権の交付手続 | 受託者は、本新株予約権交付事由の発生後、所定の受益者確定手続を経て特定された受益者に対し、所定の本人確認手続等を経た上で、本新株予約権を交付する。 |
| 信託報酬・信託費用 | 信託財産内の金銭から支弁(不足が生じた場合は委託者が負担)。 |
| 計算期間 報告 | 毎年所定の日および信託終了日を計算期日とする。 各計算期間における本信託の収支および信託財産の管理の状況について、収支計算書および信託財産状況報告書を作成の上、委託者及び信託管理人に交付する。 |
| 解除事由 | やむを得ない事由が発生したときにおける合意解除のほか、受託者が信託目的の達成又は信託事務の遂行が不可能又は著しく困難となったと認めた場合で、かつ、受託者の辞任の手續によることができない場合における受託者による通知によ |

| | |
|----------------------|--|
| | る解除。 |
| 受益権の譲渡 | 原則として譲渡不可。 |
| 受託者の辞任および 新受託者の選任 | 受託者は、経済情勢の変化その他相当の事由により信託事務の遂行が不可能又は著しく困難となったと合理的に認められた場合その他所定の事由により、所定の新受託者選任手続を経た上で辞任することができる。 |
| 信託終了事由 | 受益者への本新株予約権の交付完了、すべての本新株予約権の消却、信託期間の満了、当事者による解除等。 |

以 上

(別添3) 新株予約権細則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役または(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (a) 別添1 新株予約権の要項第(9)1)に定められる権利発動事由発生時点の延期に関する決定
 - (b) 買収を提案する者が新株予約権の要項第(9)1) に該当する者である旨の決定
 - (c) 新株予約権の要項第(9)2)または3)に従い新株予約権を行使することができない旨の決定
 - (d) 新株予約権の要項第(10)1)に従った本新株予約権の消却の決定
 - (e) 新株予約権の要項における当社取締役会の判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に判断を委ねた事項
- ・ 独立委員会は、上記決定に際しては、買収提案者や買収提案の内容等について十分な情報を取得するよう努めるとともに、当社代表取締役等を通じて当該買収提案者と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努める。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
- ・ 独立委員会には、当社代表取締役会長またはその指名する当社取締役1名が議決権を有しないオブザーバーとして出席することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

(別添4) 独立委員会委員略歴

< 社外取締役 >

棚橋 祐治 (たなはし・ゆうじ)

【略歴】

昭和9年生まれ

| | | |
|---------|-------------------|-------|
| 昭和33年3月 | 東京大学法学部卒業 | |
| 昭和33年4月 | 通商産業省入省 | |
| 平成3年6月 | 通商産業事務次官 | |
| 平成5年6月 | 通商産業顧問 | |
| 平成7年2月 | 株式会社日本興業銀行常勤顧問 | |
| 平成9年4月 | 同志社大学法学部兼大学院 教授 | |
| 平成13年6月 | 石油資源開発株式会社代表取締役社長 | 現在に至る |
| 平成17年4月 | 日本大学総合政策研究所教授 | 現在に至る |

上野 健二郎 (うえの・けんじろう)

【略歴】

昭和14年生まれ

| | | |
|---------|----------------------------------|-------|
| 昭和36年3月 | 東京大学法学部卒業 | |
| 昭和39年4月 | 司法研修所入所 | |
| 昭和41年3月 | 同所修習修了 | |
| 昭和41年4月 | 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 草野治彦法律事務所入所 | |
| 昭和59年4月 | 上野法律事務所開設 | 現在に至る |

< 有識者 >

穴戸 善一 (ししど・ぜんいち)

【略歴】

昭和31年生まれ

| | | |
|---------|---------------|--|
| 昭和55年3月 | 東京大学法学部卒業 | |
| 昭和55年4月 | 東京大学法学部文部教官助手 | |
| 昭和58年4月 | 成蹊大学法学部専任講師 | |
| 昭和60年4月 | 成蹊大学法学部助教授 | |
| 平成6年4月 | 成蹊大学法学部教授 | |

| | | |
|-------------|-------------------|-------|
| 平成 13 年 7 月 | 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） | 現在に至る |
| 平成 16 年 4 月 | 成蹊大学大学院法務研究科教授 | 現在に至る |

経済産業省プライベート・エクイティ・ファイナンス事業環境整備研究会座長等、省庁研究会・審議会委員等歴任。著書多数有り。

以 上